

調査要綱（在宅生活改善調査、居所変更実態調査、介護人材実態調査）

八戸市では、第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）の策定に向けて、市内の介護サービス事業所等を対象とした、下記の3種類の調査を実施します。当調査要綱をご確認のうえご回答くださいますようお願いをお願いいたします。なお、回答いただいた内容は、事業所の許可なしに、事業所が特定される形で公表することはありません。

1. 調査種類

(1) 在宅生活改善調査

目 的	ケアマネジャーの視点から見た、在宅生活の維持が難しくなっている介護サービス利用者の実態を把握し、地域に不足する介護サービスを検討するための基礎資料とします。						
対 象	・ 居宅介護支援 ・ 小規模多機能型居宅介護 ・ 看護小規模多機能型居宅介護						
調 査 票	<p>【事業所票】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の実情を把握している方（施設長、事務長、管理者等）がご回答ください。 <p>【利用者票】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所属する全てのケアマネジャーの方がご回答ください（非常勤の方も含みます）。 ・ 各ケアマネジャーが担当する利用者について、下記の手順にしたがって対象となる利用者を抽出し、ご回答ください。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">手順1</td> <td>ご担当の利用者のうち、 ①自宅 ②サービス付き高齢者向け住宅 ③住宅型有料老人ホーム ④軽費老人ホーム のいずれかにお住まいの要支援者・要介護者の人を選んでください。</td> </tr> <tr> <td>手順2</td> <td>さらに、その中から、 <u>「現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている利用者」</u> を、<u>ケアマネジャーとしての判断に基づいて</u>選んでください。 例えば、以下のケースなどが該当します。 ○ADLの低下に伴い、頻回な身体介護が必要となったため、現在の訪問介護の利用では対応が困難であり、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用がより適切と思われる利用者 ○認知症に伴う周辺症状の悪化により、介護者の負担が重くなったため、グループホームへの入居がより適切と思われる利用者</td> </tr> <tr> <td>手順3</td> <td>選ばれた利用者全員について、【利用者票】の各設問にご回答ください。</td> </tr> </table>	手順1	ご担当の利用者のうち、 ①自宅 ②サービス付き高齢者向け住宅 ③住宅型有料老人ホーム ④軽費老人ホーム のいずれかにお住まいの要支援者・要介護者の人を選んでください。	手順2	さらに、その中から、 <u>「現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている利用者」</u> を、 <u>ケアマネジャーとしての判断に基づいて</u> 選んでください。 例えば、以下のケースなどが該当します。 ○ADLの低下に伴い、頻回な身体介護が必要となったため、現在の訪問介護の利用では対応が困難であり、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用がより適切と思われる利用者 ○認知症に伴う周辺症状の悪化により、介護者の負担が重くなったため、グループホームへの入居がより適切と思われる利用者	手順3	選ばれた利用者全員について、【利用者票】の各設問にご回答ください。
手順1	ご担当の利用者のうち、 ①自宅 ②サービス付き高齢者向け住宅 ③住宅型有料老人ホーム ④軽費老人ホーム のいずれかにお住まいの要支援者・要介護者の人を選んでください。						
手順2	さらに、その中から、 <u>「現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている利用者」</u> を、 <u>ケアマネジャーとしての判断に基づいて</u> 選んでください。 例えば、以下のケースなどが該当します。 ○ADLの低下に伴い、頻回な身体介護が必要となったため、現在の訪問介護の利用では対応が困難であり、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用がより適切と思われる利用者 ○認知症に伴う周辺症状の悪化により、介護者の負担が重くなったため、グループホームへの入居がより適切と思われる利用者						
手順3	選ばれた利用者全員について、【利用者票】の各設問にご回答ください。						

(2) 居所変更実態調査

目 的	施設・居住系サービス事業における、過去1年間の新規入居・退去の流れや、退去の理由などを把握し、住み慣れた住まい等で暮らし続けるために必要な機能等を検討するための基礎資料とします。
対 象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症対応型共同生活介護 ・ 介護老人福祉施設（地域密着型含む） ・ 介護老人保健施設 ・ 介護療養型医療施設 ・ 介護医療院 ・ 特定施設入居者生活介護（地域密着型含む） ・ 住宅型有料老人ホーム ・ サービス付き高齢者向け住宅 ・ 軽費老人ホーム
調 査 票	<p>【事業所票】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の実情を把握している方（施設長、事務長、管理者等）がご回答ください。

(3) 介護人材実態調査

目的	介護職員の実態を把握し、年齢別・資格有無別等の分析を行い、介護人材の確保に向けて必要な取組等を検討するための基礎資料とします。		
対象	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・通所介護（地域密着型含む） ・認知症対応型通所介護 ・通所リハビリテーション ・短期入所生活介護（単独型） ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 ・特定施設入居者生活介護（地域密着型含む） ・認知症対応型共同生活介護 </td> <td style="vertical-align: top; padding-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設（地域密着型含む） ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・介護医療院 ・住宅型有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅 ・軽費老人ホーム <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>（調査対象外）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・福祉用具貸与 ・特定福祉用具販売 ・居宅介護支援 ・介護予防支援 ・居宅療養管理指導 </div> </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・通所介護（地域密着型含む） ・認知症対応型通所介護 ・通所リハビリテーション ・短期入所生活介護（単独型） ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 ・特定施設入居者生活介護（地域密着型含む） ・認知症対応型共同生活介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設（地域密着型含む） ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・介護医療院 ・住宅型有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅 ・軽費老人ホーム <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>（調査対象外）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・福祉用具貸与 ・特定福祉用具販売 ・居宅介護支援 ・介護予防支援 ・居宅療養管理指導 </div>
<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・通所介護（地域密着型含む） ・認知症対応型通所介護 ・通所リハビリテーション ・短期入所生活介護（単独型） ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 ・特定施設入居者生活介護（地域密着型含む） ・認知症対応型共同生活介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設（地域密着型含む） ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・介護医療院 ・住宅型有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅 ・軽費老人ホーム <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>（調査対象外）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・福祉用具貸与 ・特定福祉用具販売 ・居宅介護支援 ・介護予防支援 ・居宅療養管理指導 </div>		
調査票	<p>【事業所票】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の実態を把握している方（施設長、事務長、管理者等）がご回答ください。 ・事業所ごとに【事業所票】を回答してください。ただし、特養と短期入所生活介護、老健と短期入所療養介護など、一体的に実施している場合は1つの事業所として回答してください。 ・複数の事業所で兼務している職員については、ダブルカウントとならないよう、主に従事する事業所にのみ計上してください。 ・上記の対象の下線で示した事業所は、【事業所票】問5の回答は不要です（【訪問介護員票】により別途回答願います）。 <p>【訪問介護員票】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の対象の下線で示した事業所は、【事業所票】に加えて【訪問介護員票】も提出してください。 ・訪問サービス・訪問介護を行う全ての訪問介護員がご回答ください。 ・【訪問介護員票】のシートを適宜コピーして、訪問介護員1人につき1シートを使い、訪問介護員の人数分を回答してください。コピーしたシート名は任意で構いません。 ・事業所が全ての訪問介護員の【訪問介護員票】を取りまとめ、訪問介護員の人数分の【訪問介護員票】シートと【事業所票】シートを1つのブックにまとめて提出してください。 		

2. 提出方法

- ・調査票の Excel ファイルを、下記「3. 提出先・問い合わせ先」のメールアドレス宛にご提出ください。
- ・Excel ファイルの名前には、事業所名と調査名を入れてください。
（例：居宅介護支援事業所△△△_在宅生活改善調査【事業所票】【利用者票】.xlsx）
- ・提出期限：令和5年3月17日（金）

3. 提出先・問い合わせ先

〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号
 八戸市 市民防災部 介護保険課 介護事業者グループ 担当：伊藤（敏）
 電話 0178-43-9292（直通） FAX 0178-47-0732
 メールアドレス kaigo@city.hachinohe.aomori.jp